

豊見城市予算決算特別委員会設置に関する決議

下記のとおり、豊見城市予算決算特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 豊見城市予算決算特別委員会
2. 設 置 根 拠 豊見城市議会委員会条例第 6 条
3. 調 査 事 項 一般会計当初予算並びに、一般会計歳入歳出決算に関すること。
4. 委 員 定 数 本特別委員会の委員は 11 人とする。
5. 調 査 期 限 本特別委員会は、議員の任期満了までの間とする。